



個人から非同族会社への非上場株式の譲渡に係る
みなし譲渡課税が排斥された事例

第 19 回 2008 年（平成 20 年）1 月 18 日

発表 棟田 裕幸

※MJS 租税判例研究会は、株式会社ミロク情報サービスが主催する研究会です。

※MJS 租税判例研究会についての詳細は、MJS コーポレートサイト内、租税判例研究会のページをご覧ください。

<MJS コーポレートサイト内、租税判例研究会のページ>

<http://www.mjs.co.jp/seminar/kenkyukai/>

第 19 回租税判例研究会

平成 20 年 1 月 18 日

発表者 棟田裕幸

【みなし譲渡／取引相場のない株式の時価】

個人から非同族会社への非上場株式の譲渡に係るみなし譲渡課税が排斥された事例

大分地裁 平成 13 年 9 月 25 日判決 (平成 9 年 (行ウ) 第 6 号)

1. 事案の概要

(1) 事案の要旨

本件は、個人から非同族会社への非上場株式の譲渡に係るみなし譲渡課税が排斥された事例である。

原告：亡甲訴訟承継人乙

被告：別府税務署長

原告による提訴は、次のように承継されている。

「亡丙（所得税の更正等処分あり、その後死亡）→亡甲（亡丙の妻、夫の更正等処分及び自身の更正等処分の原告として提訴、その後死亡）→乙（亡甲の長男、訴訟承継人）」

すなわち、

- ① 被告が亡丙に係る平成 4 年分所得税について、同人の相続人である亡甲に対してした平成 8 年 2 月 27 日付更正処分及び過少申告加算税賦課決定
 - ② 被告が亡甲に係る平成 5 年分所得税について亡甲に対してした平成 8 年 2 月 27 日付更正のうち、亡甲の申告額を超える部分及び過少申告加算税賦課決定
- について、亡丙及び亡甲に係る株式の譲渡収入金額の認定がいずれも誤っていたものであると主張して、各処分の取り消しを求めた事案である。

(2) 基本的事実関係

イ. 本件対象会社株式

㈱O 社：亡丙が昭和 30 年設立

自動車小売業

発行済株式総数 120 千株 (本件取引当時)

(株主) 亡丙、己 (亡丙次男) 他丙一族 …… 112 千株

㈱A 社 …………… 8 千株

計 120 千株

ロ. 本件対象株式の買い手会社

㈱A 社：平成元年設立

ビル管理業 (株O社所有ビルの管理)、損保代理業
 亡丙が、(株O社)株式 3,800 株現物出資、@500 円
 己が、(株O社)株式 200 株現物出資、@500 円
 社員：亡丙 (190 口所有)、己 (10 口所有) のみ

┌──────────┐ 資本金 200 万円

ハ. (有)A社の出資金譲渡 (平成2年12月)

亡丙から、(有)A社の出資金 150 口を譲渡

- (買い手)・庚、辛、壬、癸、E (いずれも(株O社)役員)
 ・丁、戊、F (いずれも同社元役員)
 ・G (同社顧問税理士)
 ・H (関連会社役員)

平成2年12月8日臨時社員総会にて、亡丙は取締役辞任、後任庚を選任。

ニ. (有)A社の出資金譲渡 (平成4年1月)

亡丙から、(有)A社の出資金 40 口を譲渡

- | | |
|---------------------|-------------|
| (買い手)・M (株O社)従業員 | 10 口 |
| ・庚 (同社役員、(有)A社)取締役) | 7 口 |
| ・E (同社役員) | 5 口 |
| ・I (亡丙)の孫) | 9 口 |
| ・J (亡丙)の孫) | <u>9 口</u> |
| 計 | <u>40 口</u> |

ホ. 取引事例となる取引

(株O社)の株式譲渡 (平成2年12月25日)、(以下「丁・己事案」という。)

- 丁 (株O社)従業員) から(有)A社へ 2,000 株、@2,500 円 (5 百万円)
 己 (亡丙)次男) から(有)A社へ 2,000 株、@2,500 円 (5 百万円)

ヘ. 事例外の同族間取引

(株O社)の株式譲渡 (平成3年3月29日)

- 己 (亡丙)次男) から(株C社) (丙一族同族会社)へ 4,200 株、@17,927 円 (75,293,400 円)、価額は税理士が算定

ト. 本件株式譲渡

以下の①から③すべて、価格は上記平成2年12月25日丁・己事案の2,500円。

① 平成4年1月28日

亡丙から(有)A社へ 12,000株、@2,500円 (30,000,000円)

② 平成4年10月6日

亡丙から(有)A社へ 5,000株、@2,500円 (12,500,000円)

③ 平成5年4月6日

亡甲から(有)A社へ 2,300株、@2,500円 (5,750,000円)

以上の結果、亡丙は、申告期日に被告に対し、平成4年分所得税の総所得金額が金4589万8548円、納めるべき税額が金777万4000円である旨申告した。

亡甲は、確定申告期日に、被告に対し、平成5年分所得税の総所得金額が金502万5598円、納めるべき税額が金77万2400円である旨申告した。

チ. 被告の更正等処分

被告は、上記①から③の株式譲渡の価格について、類似業種比準方式により本件株式の時価を算定し、

① につき、@14,742円 (総額176,904,000円)

② につき、@11,357円 (総額56,785,000円)

いずれも時価の2分の1に満たない価額での取引として、所得税法59条1項2号、同施行令169条を適用し、平成8年2月27日付、亡丙の相続人である亡甲に対し、平成4年分の亡丙の株式等の総所得金額を2億3708万7548円、納めるべき税額を4601万1800円と更正し、過少申告加算税として534万6000円を賦課する旨の、更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分をした(以下、これらを「処分①」という。)

③ につき、@8,885円 (総額20,435,500円)

これも、時価の2分の1に満たない価額での取引であったとして、同法59条1項2号、同施行令169条を適用し、平成8年2月27日、亡甲に対し、総所得金額を1971万1098円、納めるべき税額を381万4200円と更正し、過少申告加算税として41万7000円を賦課する旨の、更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分をした(以下、これらを「処分②」といい、処分①と併せて「本件各処分」という。)

(3) 本件の争点

本件各処分における本件株式の時価算定の合理性が争点である。

2. 被告の主張

(1) 資産の時価とは、ある時点における当該資産の客観的交換価値をいい、当該資産について不特定多数の当事者間における自由な取引により成立すると認められる価額をいう。

(2) 本件各取引においては、以下の理由から、所得税基本通達 23～35 共-9(4)ハを根拠として類似業種比準方式に基づいて本件株式の時価を算定すべきであるから、類似業種比準方式による時価算定に基づいてした本件各処分は合理的であり適法である。

(一) 所得税法上、非上場株式の売買の場合の適正価額の算定方法について定められた規定はなく、個々の取引の実態に応じた適切な評価方法によるべきであるが、本件通達の対象となる新株等の取得形態とみなし譲渡課税の場合とはいずれも証券取引所を通さずに譲渡された株式の時価の評価という点で同じであるから、みなし譲渡課税の場合の株式時価の算定についても、別異の評価方法に拠るべき特段の事情がない限り、これに準拠して時価を算定するのが合理的である。

(二) そして、本件通達イは売買実例価額によることを定めるところ、確かに、後記の丁（以下「丁」という。）及び戊（以下「戊」という。）との売買事例（以下「丁・戊事例」という。）が存在するものの、①丁及び戊は本件会社の元従業員であり、かつ、買主であるAの社員でもある上、丁・戊事例の経緯としては、一方において、丙一族以外の者が本件会社の株式を保有することは好ましくないという事情があり、他方、Aは本件株式を保有していたことから、丁及び戊に、Aの出資持分取得のための資金を捻出させるとともに、保有する本件株式をいつでもつぶせるAに移転させるために行ったものと認められるのであり、丁・戊事例は、間接的ではあるが、本件会社の株式を引き続き保有するという趣旨で行われたものと認められるのであって、このような事情の下に行われた譲渡価額は、通常の第三者間の取引において成立する客観的価額であるとはいえないし、②後記の己（以下「己」という。）とC株式会社との取引事例（以下「己事例」という。）に照らしても、1株当たり 2,500 円を適正価額によるものと認めることは困難である上、③法人税通達株式条項（1）では算定に用いられる売買実例を事業年度終了の日前 6 か月間のものに限定しており、この趣旨は本件通達にも及ぶと解されるところ、丁・戊事例は本件各取引の約 1 年 1 ヶ月以上前であるから、丁・戊事例の価額を本件通達イにいう「最近において売買の行われたもの」とい

うことはできず、結局、適切な事例が存在しないから、これによることはできない。

(三) また、本件通達口についても、本件会社の類似法人の株式等の取引事例は本件取引の約2年ないし約9ヶ月前の平成6年1月10日に、1株当たり2万2000円で取引された一例だけであるから、適切ではなく、これによることはできない。

(四) そこで、本件通達ハを用いるべきことになるところ、これは、「一株又は一口当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額」と規定し、「純資産額」によることに限定していない。その趣旨は、株式は、会社資産の持分としての性質を有することから、理論上は純資産価額方式を株価算定の基本として通常取引価額を推定するものとするが、通常取引においては、会社資産のほか、株価形成の集約的要素とされる配当及び業績の優劣を示す収益の2つの要素が考慮されて取引価額が決定されるため、課税上弊害がない限り、純資産価額に加えて配当及び収益の二要素を考慮することを可能としたものと解釈できるから、本件通達ハは、会社の純資産価額により時価を算定する純資産価額方式と、純資産、配当及び収益の三要素を考慮して評価する類似業種比準方式を規定しているものと解すべきである。

(五) そこで、本件各取引において、純資産価額方式及び類似業種比準方式によりそれぞれ価額を求めると、

(1) 純資産価額方式により、土地の評価額について路線価額をもとに評価すると、1株当たりの純資産価額は、

(ア) 取引①の時点で4万1136円

(イ) 取引②の時点で4万2279円

(ウ) 取引③の時点で4万3477円

となる。

(2) 類似業種比準方式により、類似会社として、国税庁長官作成の「類似業種比準価額計算上の平成4年11月分及び12月分の業種目別株価等について」と題する資料(乙1)及び「類似業種比準価額計算上の平成5年11月分及び12月分の業種目別株価等について」と題する資料(乙2)の番号98の自動車小売業の各データをもとに評価すると、1株当たりの価額は、

(ア) 取引①の時点で1万4742円

(イ) 取引②の時点で1万1357円

(ウ) 取引③の時点で8885円

となる。

そこで、被告は、慎重を期して、低い方である類似業種比準価額を採用し

たものであり、平成3年3月29日に己がCに本件株式を1株当たり1万7927円で譲渡していることも、右価額が適正であることを裏付けるものである。

(3) 本件において配当還元方式を用いることは、以下の理由から適切ではない。

(一) 配当還元方式は、株価の構成要素のうち配当金だけに着目し、会社の資産状態や収益状態を考慮しないものであるから、類似業種比準方式等と比較して評価方法として完全なものとは言い難いし、支配株主が恣意的に配当を少なくして株価を圧縮することができるため、これによって算定された価額が客観的交換価値に相当することの検証も困難である。

そうしたことから、単に株式の配当金に期待して所有する者が多いという、零細な非同族株主の実情に基づき、評価手続きの簡便性をも考慮して認められているのが配当還元方式である。

即ち、配当還元方式による評価方法は、持株割合が少数で会社に対する影響力を持たず、ただ配当受領にしか関心のないいわゆる小株主又は零細株主が取得した株式で、かつ、小株主又は零細株主が評価会社の純資産価額や資産状態及び収益状況等の資料を入手することが困難で、純資産価額方式等により評価することが適当でないという事情を配慮し、その結果、特例的に認められた簡便な評価方法であるといえる。

(二) 本件各取引の場合、売主はいずれも本件会社を支配・管理する同族株主であり、また、買主であるAは、その出資者のほぼ全員が本件会社の元役員等の何らかの関係者で占められていることに加え、Aは、もともとは亡丙と己で全持分を有していた同族会社であり、己は平成2年4月1日から平成4年3月31日まで本件会社の代表取締役を務め、経営の権限を実質的に掌握しており、Aの収入金額は雑収入を除き全て本件会社からの不動産収入であって、主な費用である支払利息も本件会社からの本件株式取得資金の借入に係るものであるなどその経営も本件会社に依存している。このような売主と買主の人的関係からすると、Aが本件株式を配当受領にのみ関心を持って取得したとは考えにくく、Aは本件会社の同族株主と同等の関係にあるというべきであって、配当還元方式が予定している零細な従業員株主等と同視することはできず、前記同族株主においてその価額を恣意的に決定することができたものである。

(三) さらに、Aの事務所は本件会社の同族関係者グループが筆頭株主となっている同族会社の株式会社Cの事務室の一角にあることやAの株主が本件会社の何らかの関係者であることからすれば、Aは、本件会社の資産内容や業績等について十分な情報を入手できる立場にあったといえ、評価手続きの簡便性を考慮する必要もない。

(四) 本件通達に基づいて時価を算定する場合も、「課税上弊害がない限り」、法人税通達株式特例条項が適用を認める財産評価基本通達の例による評価方法が考慮されるどころ、ここでいう「課税上弊害がない限り」とは、公平課税原則などの課税の理念や課税の趣旨等が損なわれない限りという意味である。そして、ある評価方法に基づく価額が他の評価方法に基づく価額とかけ離れている場合は、当該価額が不特定多数の当事者間に成立すると認められる価額ないし当該資産の客観的交換価値を推定するのに最も適しており、他の評価方法に基づいて算定される価額が不合理であると認められる特段の事情がない限り、そのような価額から当該資産の時価を推定することは不合理であるし、また、その価額での税の申告を認めることは、他の納税者との公平を害することになるので、そのような価額は課税上弊害があるとして、時価を推定する際に考慮しないこととなる。

本件株式について配当還元方式に基づいて算定した1株当たり750円は、純資産価額方式又は類似業種比準方式に基づいて算定される価額とかけ離れている上、配当還元方式は前記のような特徴を有するものであり、Aは単にその配当に期待して所有するものとは考えられない事情があるから、同方式に基づいて算定された価額は課税上弊害があるというべきで、本件各取引の際の本件株式の時価を算定する方法として採用することができない。

(4) 過少申告加算税の賦課決定処分について

国税通則法65条1項により、修正申告による所得税額(1万円未満切捨て)に10パーセントを乗じて算定した額に、同条2項により、修正申告による所得税額と確定申告による所得税額との差額(同)に5パーセントを乗じて算定した額を加算して賦課決定したもので、適法である。

3. 原告の主張

(1) 売買における株式の価額は、取引の際の需要と供給との相関関係で決定されるものであるから、譲受人が実質的に株式を贈与したとみるべき特段の事情がない限り、かかる相関関係で決まった実際の譲渡価額をそのまま時価と認めるべきである。相続・贈与により取得した資産の時価を評価するなど、その資産が一般的に取引される価額をその属性や形状等の客観的要素によって算定するいわゆる静態的評価の方法を用いるのは、諸事情による売急ぎや買進み又は主観的価値といった実際の売買における重要な価格形成要因を無視することになり、相当でない。

これまでの課税実務においても、純然たる第三者間において種々の経済性を考慮して定められた取引価額は、一般に常に合理的なものとして是認されている。したがって、第三者間の取引価額は合理的と認めるのが原則であって、低額譲渡又は高額譲渡が行われる特段の事情が認められ、その上で低額と認められる事情が合理的

に認定できるのであれば、法人税通達株式条項、法人税通達株式特例条項及び本件通達等の静態的評価方法が便宜使用され時価を確定するというのが基本原則であり、被告のように、静態的評価方法による評価額が絶対的な時価であるという前提に立ち、当該評価方法により評価した評価額を下回ればその売買価額は低額譲渡であるというのは本末転倒である。

- (2) 本件各取引においては、丁・戊事例という第三者間の取引事例が既に存在しており、これと同一価額で行った本件各取引はまさに時価で行った取引と考えるべきである。

丁も戊も本件会社の従業員であるが、自己の経済的利益を放棄してまで本件株式の低額譲渡を行う理由はないし、被告自身も、丁・戊事例については所得税法 59 条 1 項 2 号、同施行令 169 条を適用していないことに照らしても、丁・戊事例が適正取引であることは明らかである。

また、亡丙及び亡甲がAに対し、本件株式を時価より合計 2 億円余りも低額で譲渡して利益を供与する理由もない。

なお、己事例においては、Cは、本件会社がその全額を出資している会社である上、己は本件会社の約 80 パーセントの株式を保有する大株主かつ代表者で、その妻ら一族が役員に就任していたことから、同族会社間の取引として、類似業種比準方式による算定に基づいて取引されたものである。

- (3) (一) 仮に静態的評価方法によるとしても、本件各取引の譲受人であるAは、当時、同族会社である本件会社における同族株主ではなく少数株主であって、本件株式の譲受は配当期待権の取得以上の意味を有しないから、法人同士の取引についての規定とはいえ、法人税通達株式特例条項及び財産評価基本通達が、かような少数株主が譲受人となる場合に関して採用している配当還元方式を用いるのが最も合理的である。そうしないと、同じ法人が譲受人となる場合でも、売主が個人であるか法人であるかで時価が異なるという、不合理な事態を生じさせてしまうことになる。

また、本件各取引は、売主にとっては個人の所得税に関する問題であり、買主であるAにとっては法人税に関する問題であるが、本件株式の時価は同一であるはずである。法人税通達株式特例条項は、非上場株式の評価損の計上に当たり、課税上弊害がない限り、財産評価基本通達に基づく評価方法によることを許容しており、同通達は、関係会社間等において非上場株式の売買を行う場合の適正取引価額の判定に当たっても準用されるべきであって、この場合には、原則としてその売買取引の株数単位で（即ち、買い手側の立場に立って）準用されるところ、これによると、Aは「同族株主以外の株主等」に該当するから、配当還元方式によって算出することとなり、1株当たり 750 円となる。

(二) 配当還元方式による算定価額と類似業種比準方式等による算定価額とで価額に大きな違いが生じるのは、譲受人側の価格形成要因に大きな違いがあることが反映したからであって、これをもって配当還元方式が算定方法として相当でないとはいえない。非上場株式は、持分割合の多寡によって当該会社に対する社員権の実体的内容が異なるため、持分割合によってその経済的価値が異なり、法人税通達株式特例条項及び財産評価基本通達は、株式の時価評価に当たって、株式の持分割合に応じて異なる評価方法を採用している。

非上場株式は、そもそも売却自体が困難であるし、まして類似業種比準方式で算定した価格で買う者などいないのであって、同方式を推奨し配当還元方式を論難する被告自身が非上場株式の物納を認めていないことに端的に象徴されるように、類似業種比準方式は非現実的であり、少数株主への譲渡については配当還元方式こそが現実的である。

(三) Aは、ほぼ均等の持分割合の出資者14人で構成され、そのうち丙一族は3名で、その持分割合も14パーセントでしかなく、実質的にも、丙一族や本件会社の支配を受けている会社ではない。また、仮に丙一族である己がAに対する支配力を有しているとしても、Aの出資者の配当請求権や議決権を否定することはできないから、右支配力を根拠として課税することはできない。

4. 裁判所の判断

判決要旨

一 所得税法36条1項、2項は、各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額は、権利をもって収入する場合には、当該権利を取得する時における当該権利の「価額」と定め、また、同法59条1項2号は、法人に対し、著しく低い価額の対価として政令で定める額による譲渡所得の基因となる資産の移転があった場合には、譲渡所得の金額の計算については、その事由が生じた時に、その時における「価額」に相当する金額により、これらの資産の譲渡があったものとみなす旨を定めているところ、

【判示(1)】

右にいう「価額」とは、いずれも、譲渡所得の基因となる資産の移転の事由が生じた時点における時価、すなわち、その時点における当該資産等の客観的交換価値を指すものと解するべきであり、右交換価値とは、それぞれの財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間において自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額であって、いわゆる市場価格をいうものと解するのが相当である。

2 しかしながら、本件株式のように非上場で取引相場のない株式については、そもそも自由な取引市場に投入されていないため、自由な取引を前提とする客観的交換

価値の把握は極めて困難であり、できる限り合理的な方法でこれを推認するほかないところ、所得税法、同施行令及び所得税基本通達には、非上場株式の売買における時価の算定について定めた条項はない。ただ、本件通達は、発行会社から有利な発行価額で取得した新株等に関する一時所得課税の場合についてその価額の算定方法を定めているところ、被告は、本件通達に準じて本件株式の時価を算定するのが相当であるとし、このうち、所得税基本通達 23～35 共-9(4)に基づくものとして、純資産価額方式及び類似業種比準方式を用いて算定した価額を「通常取引されると認められる価額」と認定して本件各処分を行ったものであるので、以下、その合理性を検討する。

【判示（2）】

- 3（一） まず、前記一のとおり、本件各取引に先立ち、戊・丁からAへ本件株式の譲渡がなされているところ、本件通達においても、最近における売買実例がある場合には、そのうち適正と認められる価額による旨規定している。丁・戊事例について、被告は、本件各取引と時期的に隔たっており、また、そもそもAは、亡丙が本件株式を所有させるために設立した会社であるし、前記各事例も、丁や戊にAの出資持分取得のための資金を捻出させるとともに同人らが保有する本件株式をいつでもつぶせるAに取得させるべく行ったものであり、譲渡当事者間に特殊な人的関係が存在するとして、適正な取引とはいえないと主張する。

確かに、丁・戊事例は、本件各取引より約1年1ヶ月ないし2年5か月前になされたものであるが、本件会社のような同族会社においては、そもそも株式の取引事例が乏しいのが通常であり、また、上場されておらず、投機目的の取引がないため、上場株式のように価格が小刻みに大きく変動することもないから、この程度の時間的間隔をもって直ちに時価算定の参考にならないということとはできない。

また、前記のとおり、Aは、本件会社の当時の従業員や退職した従業員がその持分の75パーセントを保有する会社であり、丁及び戊は、本件会社の元役員で、本件株式譲渡後にAの役員に就任していること、Aは、本件株式の購入資金を本件会社から借り入れており、その利息支払額が配当金を上回っていたこと、Aの経営を取り仕切っていた庚が、本件株式購入について己に相談していたこと等、被告が主張する譲渡当事者間の特殊な関係を疑わせる事情が存することは否定できないし、被告職員のLの陳述書（乙9）には、己を始めとする丙一族がAの意思決定をしており、Aの本件株式の取得目的が配当以外にあったとの壬の供述が記載されている。

しかしながら、前記陳述書の壬の供述部分は、曖昧な部分や憶測に基づいた部分が多く、しかも、本件株式の所有状況という本件取引の経緯に関する

重要な事実について、本件会社の役員は所有を許されていなかったと述べるなど、客観的事実（丁及び戊は所有していた）に反する部分があり、直ちに措信することができず、また、いわゆる従業員持株会に象徴されるように、支配株主でなく、事実上配当期待権しか有せず支配株主と利害を共通にしない従業員株主は広く存在するのであり、丁及び戊が本件会社の従業員であるからといって、それだけで、己や亡丙の利益のため、その意向を受けて本件株式の譲渡を行ったとも認められない。

そして、Aの代表者である庚は、本件会社の従業員あるいは元従業員としての愛着が本件株式購入の主たる動機である旨供述しているところ、丁、戊を始め、Aの出資者の多くが本件会社の従業員あるいは元従業員であることからすれば、Aを通じて本件株式を所有するという、いわゆる従業員持株制度的な側面を有するとも考えられるのであって、庚の前記供述もあながち不合理とはいえないし、また、丁・戊事例当時、丙一族は、Aの持分の25パーセントを保有するにすぎない上、その後、本件会社の営業譲渡をめぐってAは明確に己の意向に反対したこと（甲37、43及び証人庚、同己）も考慮すると、丙一族がAを支配していたとは到底認められず、他に丁・戊事例における本件株式の価額が適正と認められないことを推認させる証拠はない。

なお、被告は、損害保険会社やD株式会社であれば本件株式を1株当たり1万2500円程度で譲り受けることもあり得ることを指摘するが、そもそもこれを認めるに足りる証拠がない上、前者は、ディーラーに食い込んで自動車保険のシェア争いを有利に進めるといふ、時価を超えた高額での取得を経済的に合理化せしめる理由が買い手側にあるし、後者においては、買い手において、本件株式の譲受によってディーラーに対するメーカーとしての支配を強化することができ、支配権譲渡に近い側面があるのであって、いずれも少数株主が買主である場合に比して時価を引き上げる要因を抱えた取引ということになるから、これをもって、直ちに、丁・戊事例及び本件各取引の各取引価額が時価を反映していないとすることはできない。

- (2) なお、己事例は、1株当たり1万7927円で譲渡されているが、譲受人であるCが、Aと異なり、丙一族の支配下にある同族会社であって、同族会社における支配株主への譲渡に該当し、支配権譲渡の内実を有するものである。したがって、買い手においてそうした目的があるとは認められない丁・戊事例の譲渡価額がこれより著しく低いことは不自然ではない。

二 本件取引が低額で行われたとみるべき事情の有無

前記のとおり、本件各取引における代金額は、丁・戊事例を参考にしてこれと同額に定められたものであるが、被告は、本件各取引は、亡丙及び亡甲の相続税対策のた

めに、本件株式を保有させるために設立した会社であるAに著しく低額で譲渡したものである旨主張するところ、前記のとおり、Aは、本件各取引における購入代金をすべて本件会社から借り入れ、丁・戊事例の際の借入金と併せると、その利息の返済は、年間261万円となり、平成6年当時でAの受領する本件株式の配当収入204万7500円を上回り、Aの総収入465万0245円の約56.1パーセントに及ぶこと、Aの社員のうち丙一族に属する者3名以外は本件会社の元従業員、現従業員及び取引先であること、庚は、本件取引などの際に己に相談していることが認められる。

しかし、本件各取引当時のAの丙一族の持分は全体の14パーセントに当たる28口に過ぎず、元従業員及び現従業員らが残りの持分を有し、社員総会が親睦会を兼ねていたなど、当時のAには従業員持株会的様相が窺われること、その他丁・戊事例に関して前述したことに照らせば、未だ己ないし亡丙がAを支配し、Aが本件株式の保有会社であったとまでは認められず、他に本件取引を時価より低額で行う事情があったと認めるべき証拠はない。

三 本件各処分における算定方法の合理性

本件各処分は、適正な売買実例がないとして、上記通達ハにより純資産額方式及び類似業種比準方式に基づいて時価を算定したものである。

ところで、非上場株式は、公開市場が形成されておらず、その時価の算定は極めて困難であり、取得する側の事情により、持分割合や同族株主が取得する場合には、その取得する株式の実質的価値は会社の支配権をも包含したものであるが、非同族株主の少数株主が取得する場合には、その実質的価値は配当期待利益にすぎず、このように、持分割合によって当該株式の経済的価値が異なると考えられるから、その時価の算定に当たっても、これらの事情を考慮する必要がある。

1 配当還元方式

前記のとおり、本件各取引当時、本件会社は、その発行済株式総数が12万株であり、そのうち77パーセントに当たる9万2700株を丙の次男である己及びその兄弟姉妹が保有する同族会社であり、本件会社におけるAの持ち株割合は、本件各取引前で約6.67パーセント、本件取引後で22.75パーセントにすぎず、また、Aの持分総数200口のうち丙一族が保有するのは14パーセントに当たる28口であり、その余は本件会社の現・元従業員らのグループが保有していたものであり、丙一族がAを支配していたと認めるべき証拠もない。

このように、同族株主のいる会社における非同族株主で少数株主となる者が譲受人となる場合には、その者は、会社の支配権を有するわけではなく、ただ配当期待権を有するのみであるから、配当金額から大幅に離れた金額で取引するとはおよそ考えられず、売買代金額の決定には、配当金額が主たる要素となると考えられるから、当該株式の時価の算定に当たっては、むしろ配当状況に着目した配当還元方式によるのが合理的であるといえる。

2 純資産価額方式

純資産価額方式は、基本的には純資産価額のみに着目した算定方式であり、事業に供された各資産から生じる利益を考慮しないなどの欠点を有するものの、会社資産に対する割合的持分という株式の基本的性格と調和するものであり、また、会社の経営に対して支配的地位にある株主または当該譲渡によってかかる地位に就こうとする者であれば、純資産を参考にして当該株式の価値を評価し、その価額を受け入れて購入するであろうと仮定することも合理的であって、かかる者が譲受人である場合の算定方法として一応の合理性を有するというべきである。

しかしながら、本件の場合、前記判示のとおり、丙一族がAを支配していると認めるべき証拠はないし、Aは、本件各取引後においても本件会社の株式の22.75パーセントを保有するにすぎず、同族会社である本件会社の少数株主にとどまり、本件会社の支配的地位に就くものではない。

したがって、このような場合に純資産価額方式を用いることは必ずしも合理的とはいえない。

3 類似業種比準方式

類似業種比準方式（財産評価基本通達180）は、上場会社のうち類似業種の平均株式（額面50円に換算したもの）につき、1株当たりの純資産額、配当、収益を算出し、これと評価会社の純資産額、配当、収益をそれぞれ比較して、その比率の平均を求め、右類似業種の平均株価に、その比率を乗じた価額に、更に流通性がないことへの配慮として0.7を乗じて算定する方式であり、会社資産、配当、収益の三要素をすべて考慮しているという特徴を有する。右方式は、少なくとも、財産評価基本通達及び法人税法上で大会社に分類される非上場会社の株式について、その支配株主や当該譲渡によって支配株主となろうとしている者が譲受人となる場合の時価の算定方式として一応の合理性を有するというべきである。

反面、同方式は、投機株主及び会社経営に参画する株主の需要によって価格が形成される上場会社を基準とするものであって、配当期待権しか有しない、同族会社における少数株主又は少数株主になろうとしている者が譲受人である場合の時価算定方法としては、必ずしも合理的とはいえない。

【判示（3）】

四 以上を総合すれば、前記本件各取引の事情や売買実例が存するところ、純資産価額方式及び類似業種比準方式は、それ自体一応の合理性を有する評価方法ではあるが、本件各取引は、同族会社の株式を少数株主が取得する場合であり、譲受人は配当期待権以上のものを有しないと考えられるから、必ずしも前記各方法が妥当するとはいえず、前記純資産価額方式及び類似業種比準方式によった場合に、売買実例価額ないし配当還元方式によった場合と著しい差異が生じるのに前者に依拠した本件算定はおよそ合理的であるとは認められず、他に亡丙及び亡甲の前記各申告額を超える所得を認

めるに足りる証拠もないから、本件各処分は適法であるということができない。

五 以上によれば、本訴請求はいずれも理由があるから、認容することとし、訴訟費用の負担につき行政事件訴訟法 7 条、民事訴訟法 61 条を適用して、主文のとおり判決する。

5. 終わりに

本件で不透明な部分は、本件株式の取得代金を本件会社からの借入金で賄っていることであるが、その精算には、持株会的な存在という認定からいえるように、A社の株主による本件株式の買取りも考えられるところであり、単なるA社の資金調達手段による債権者と債務者の関係をもって、A社が己一族に法的経済的に支配され、A社が己らの同族株主グループに属していると認定することは困難であろう。

また、法人税法上は、本件持分では企業支配株式に該当するが、所得税の譲渡収入金額の認定においても評価基本通達を援用することとされている以上、法人税法上の概念である企業支配株式の要素を時価評価において考慮することはできないであろう。しかし、本件が配当還元価額ではなく、その3倍強の価額で売買されているというのは、このような企業支配株式という実態を考慮して決定したということもいえなくはない。

(第37回TKC租税判例研究会 実施結果報告その1 判例解釈「個人の非同族会社に対する非上場株式の譲渡に係るみなし譲渡課税が排斥された事例」中央大学教授 大淵博義先生 P17~18 を引用)。

いずれにしても、配当還元価額750円相当額を上回る金額で評価することの妥当性と、何故に当該価額の3倍にしたのかということが不明である(品川芳宣、緑川正博対談「非上場株式の時価評価の合理性が争われた大分地裁平成13年9月25日判決の徹底研究」速報税理平成13年12月21日号11頁)。とあるように、この点の疑問は拭えない。

6. 関係条文

所得税法 第36条 収入金額

その年分の各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、その年において収入すべき金額(金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもつて収入する場合には、その金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額)とする。

2 前項の金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額は、当該物若しくは権利を取得し、又は当該利益を享受する時における価額とする。

所得税法 第59条 贈与等の場合の譲渡所得等の特例

次に掲げる事由により居住者の有する山林(事業所得の基因となるものを除く。)又は譲渡所得の基因となる資産の移転があつた場合には、その者の山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、その事由が生じた時に、その時における価額に相当する金額により、これらの資産の譲渡があつたものとみなす。

- 一 贈与(法人に対するものに限る。)又は相続(限定承認に係るものに限る。)若しくは遺贈(法人に対するもの及び個人に対する包括遺贈のうち限定承認に係るものに限る。)
- 二 著しく低い価額の対価として政令で定める額による譲渡(法人に対するものに限る。)

所得税法施行令 第169条 時価による譲渡とみなす低額譲渡の範囲

法第59条第1項第2号(贈与等の場合の譲渡所得等の特例)に規定する政令で定める額は、同項に規定する山林又は譲渡所得の基因となる資産の譲渡の時における価額の2分の1に満たない金額とする。

所得税法施行令 第84条 株式等を取得する権利の価額

発行人から次の各号に掲げる権利で当該権利の譲渡についての制限その他特別の条件が付されているものと与えられた場合(株主等として与えられた場合(当該発行人の他の株主等に損害を及ぼすおそれがないと認められる場合に限る。))を除く。における当該権利に係る法第36条第2項(収入金額)の価額は、当該権利の行使により取得

した株式(これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。)のその行使の日(第5号に掲げる権利にあつては、当該権利に基づく払込み又は給付の期日(払込み又は給付の期間の定めがある場合には、当該払込み又は給付をした日))における価額から次の各号に掲げる権利の区分に応じ当該各号に定める金額を控除した金額による。

所得税基本通達 23~35 共-9 株式等を取得する権利の価額

令第84条第1号から第4号までに掲げる権利の行使の日又は同条第5号に掲げる権利に基づく払込みに係る期日(以下この項において「権利行使日等」という。)における同条本文の株式等の価額は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次による。

(4) (1)から(3)までに掲げる場合 以外の場合次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる価額とする。

イ 売買実例のあるもの 最近において売買の行われたもののうち適正と認められる価額

ロ 公開途上にある株式(金融商品取引所が内閣総理大臣に対して株式の上場の届出を行うことを明らかにした日から上場の日の前日までのその株式及び日本証券業協会が株式を登録銘柄として登録することを明らかにした日から登録の日の前日までのその株式)で、当該株式の上場又は登録に際して株式の公募又は売出し(以下この項において「公募等」という。)が行われるもの(イに該当するものを除く。)金融商品取引所又は日本証券業協会の内規によって行われる入札により決定される入札後の公募等の価格等を参酌して通常取引されると認められる価額

ハ 売買実例のないものでその株式の発行人と事業の種類、規模、収益の状況等が類似する他の法人の株式の価額があるもの 当該価額に比準して推定した価額

ニ イからハまでに該当しないもの 権利行使日等又は権利行使日等に最も近い日におけるその株式等の発行人の1株又は1口当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額

(注) この取扱いは、令第354条第2項《新株予約権の行使に関する調書》に規定する「当該新株予約権を発行又は割当てをした株式会社の株式の1株当たりの価額」について準用する。

法人税法 第33条 資産の評価損の損金不算入等

内国法人がその有する資産の評価換えをしてその帳簿価額を減額した場合には、その減額した部分の金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

2 内国法人の有する資産(預金、貯金、貸付金、売掛金その他の債権(次項において「預金等」という。)を除く。)につき、災害による著しい損傷により当該資産の価額がその帳簿価額を下回ることとなつたこと、会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生計画認可の決定があつたことによりこれらの法律の規定に従つてその評価換えをする必要が生じたことその他の政令で定める事実が生じた場合において、その内国法人が当該資産の評価換えをして損金経理によりその帳簿価額を減額したときは、その減額した部分の金額のうち、その評価換えの直前の当該資産の帳簿価額とその評価換えをした日の属する事業年度終了の時における当該資産の価額との差額に達するまでの金額(これらの法律の規定に従つて行う評価換えの場合にあつては、その減額した部分の金額)は、前項の規定にかかわらず、これらの評価換えをした日の属する事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

法人税法施行令 第68条 資産の評価損の計上ができる場合

法第33条第2項(特定の事実が生じた場合の資産の評価損の損金算入)に規定する政令で定める事實は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める事実とする。

二 有価証券 次に掲げる事実(イ及びロに掲げる事実並びにニに掲げる事実(ロに掲げる事実に限ずる特別の事実に限る。))にあつては、これらの事実が生じたことによりその有価証券の価額がその帳簿価額を下回ることとなつた場合に限る。)

法人税基本通達 9-1-13 (判例当時 9-1-14) 上場有価証券等以外の株式の価額

上場有価証券等以外の株式につき法第33条第2項《資産の評価換えによる評価損の損金算入》の規定を適用する場合の当該株式の価額は、次の区分に応じ、次による。

(1) 売買実例のあるもの 当該事業年度終了の前日6月間において売買の行われたもののうち適正と認められるものの価額

(2) 公開途上にある株式(証券取引所が内閣総理大臣に対して株式の上場の届出を行うことを明らかにした日から上場の日の前日までのその株式)で、当該株式の上場に際して株式の公募又は売出し(以下9-1-13において「公募等」という。)が行われるもの((1)に該当するものを除く。) 証券取引所の内規によって行われる入札により決定される入札後の公募等の価格等を参酌して通常取引されると認められる価額

(3) 売買実例のないものでその株式を発行する法人と事業の種類、規模、収益の状況等が類似する他の法人の株式の価額があるもの((2)に該当するものを除く。) 当該価額に比準して推定した価額

(4) (1)から(3)までに該当しないもの 当該事業年度終了の日又は同日に最も近い日におけるその株式の発行人の事業年度終了の時における1株当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額

法人税基本通達9-1-14(判例当時9-1-15) 上場有価証券等以外の株式の価額の特例

法人が、上場有価証券等以外の株式(9-1-13の(1)及び(2)に該当するものを除く。)について法第33条第2項《資産の評価換えによる評価損の損金算入》の規定を適用する場合において、事業年度終了の時における当該株式の価額につき昭和39年4月25日付・直資56 直審(資)17「財産評価基本通達」(以下9-1-14において「財産評価基本通達」という。)の178から189-7まで《取引相場のない株式の評価》の例によって算定した価額によっては、課税上弊害がない限り、次によることを条件としてこれを認める。

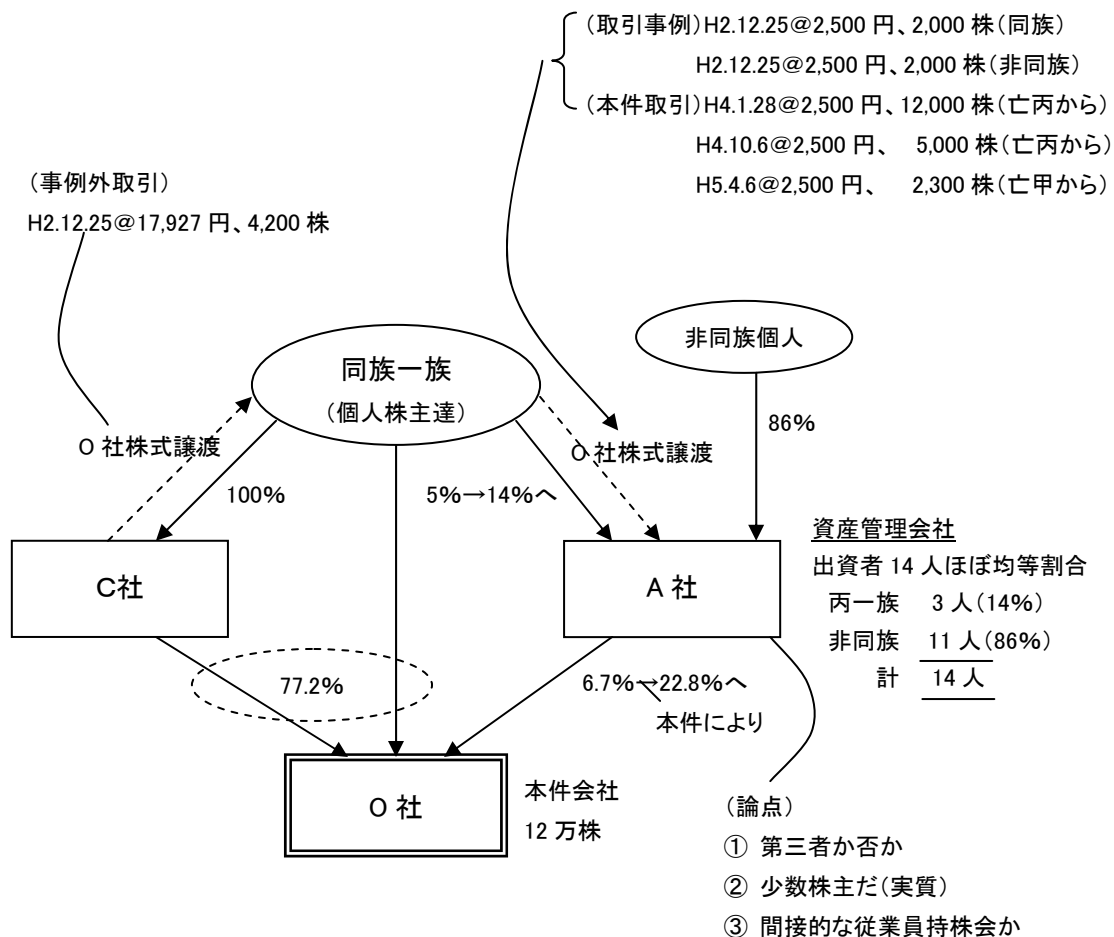
(1) 当該株式の価額につき財産評価基本通達179の例により算定する場合(同通達189-3の(1)において同通達179に準じて算定する場合を含む。)において、当該法人が当該株式の発行会社にとって同通達188の(2)に定める「中心的な同族株主」に該当するときは、当該発行会社は常に同通達178に定める「小会社」に該当するものとしてその例によること。

(2) 当該株式の発行会社が土地(土地の上に存する権利を含む。)又は証券取引所に上場されている有価証券を有しているときは、財産評価基本通達185の本文に定める「1株当たりの純資産価額(相続税評価額に

よって計算した金額)」の計算に当たり、これらの資産については当該事業年度終了の時における価額によること。

- (3) 財産評価基本通達 185 の本文に定める「1 株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）」の計算に当たり、同通達 186-2 により計算した評価差額に対する法人税額等に相当する金額は控除しないこと。

平成 13 年 9 月 25 日大分地裁判決



<判決のポイント>

1. 株価は 6 ヶ月以前の取引事例には必ずしも拘束されない。
非上場株式は取引事例が乏しい。
この程度の時間的間隔は否定されるものではない。(1年1ヶ月前、2年5ヶ月前)
2. 資産管理会社 A 社 (非同族株主支配、O社の少数株主、O社の実質的従持会) への
O社株式譲渡価額は、配当還元価額も是認すべし。



但し、判決後に A 社の取得価額は低廉取得として受贈益認定されている。